

鈴鹿市教育委員会告示第4号

鈴鹿市立中学校部活動指導員設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月25日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市立中学校部活動指導員設置要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市立中学校部活動指導員設置要綱（令和4年鈴鹿市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(勤務時間) 第6条 部活動指導員の勤務時間は、 <u>1日当たり3時間以内とする。ただし、大会や練習試合等の引率を行う場合は、8時間以内とする。</u>	(勤務時間) 第6条 部活動指導員の勤務時間は、 <u>年間210時間以内とする。</u> 2 <u>1日の勤務時間は3時間以内とする。ただし、大会や練習試合等の引率を行う場合は、8時間以内とする。</u>

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。